

綾部市防災ラジオ貸与申請書

年 月 日

綾 部 市 長 様

申 請 者

住所

氏名

（電話番号 — — ）

防災情報等の取得が困難であるため、防災ラジオの貸与を希望しますので、裏面に記載された事項に同意した上で、綾部市防災ラジオの貸与に関する要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

◆防災ラジオの貸与対象者（1世帯につき1台）

貸与対象者	確認	対象要件
	<input type="checkbox"/>	土砂災害特別警戒区域に居住する世帯
	<input type="checkbox"/>	土砂災害警戒区域又は洪水浸水想定区域に居住する避難行動要支援者が属する世帯
	<input type="checkbox"/>	その他市長が特に認める者

◆防災ラジオの返還等に関する責任者（※申請者と同じ場合は、記入は不要です。）

住 所		電話番号	
氏 名			

綾部市処理欄（※記入しないでください。）

管 理 番 号		受付日	年 月 日
地 区 名		貸与日	年 月 日
処 理 ・ 確 認 者			
備 考			

綾部市防災ラジオ貸与に関する同意事項

防災ラジオの貸与に当たり、次の事項に同意します。

- 1 防災ラジオを適正に管理をすること。
- 2 市が防災ラジオの貸与審査及び管理のため、申請内容又は変更内容に係る住民基本台帳及び避難行動要支援者名簿に関する情報を確認すること。
- 3 防災ラジオを他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供することはできません。
- 4 市外への移転、転出その他の理由により、防災ラジオを必要としなくなったときは、速やかに返却すること。
- 5 申請内容に変更が生じたときは、速やかに市へ報告すること。
- 6 防災ラジオについて、故障、損傷、紛失又は盗難が発生したときは、速やかに市に報告すること。
- 7 市は使用者が故意又は過失により防災ラジオを亡失し、又は毀損させた場合は、その損害の賠償を求めることができる。
- 8 防災ラジオの使用に係る電気料金及び電池の交換に要する費用その他防災ラジオの維持管理に要する費用は、使用者で負担すること。
- 9 市から防災ラジオの利用の中止又は返還を求められたときは、速やかに利用を中止し、又は返還すること。
- 10 市が実施する防災ラジオの自動起動を伴う試験放送、訓練放送等により、可能な範囲で防災ラジオの動作確認を行うこと。
- 11 前各項に掲げるもののほか、綾部市防災ラジオの貸与に関する要綱の規定を遵守すること。

なお、防災ラジオを貸与したときは、上記の事項が契約条項となります。